

防研発総第2号

19. 1. 9

改正 防研総第825号

23. 9. 1

改正 防研総第457号

27. 4. 10

企画室長
総務課長
各部長
図書館長

殿

防衛研究所長

旅行命令を発する権限の委任について（通達）

防衛省所管旅費取扱規則（平成18年訓令第26号）第3条第2項の規定に基づき、旅行命令を発する権限（外国旅行を除く。）を平成19年1月9日付をもって別表に定めるとおり委任する。

なお、防研発総第132号（9. 4. 25）は廃止する。

旅行命令権者及び旅行命令を受ける者

旅行命令権者	旅行命令を受ける者
企画部長	企画部に勤務する者。（部長を除く。）
政策研究部長	政策研究部に勤務する者。（部長を除く。）
理論研究部長	理論研究部に勤務する者。（部長を除く。）
地域研究部長	地域研究部に勤務する者。（部長を除く。）
教育部長	教育部に勤務する者。（部長を除く。） 研修員（防衛研究所規則（昭和33年防衛庁訓令第71号）第3条第1項に規定する研修員）
戦史研究センター長	戦史研究センターに勤務する者。（センター長を除く。）
特別研究官（国際交流・図書担当）	特別研究官（国際交流・図書担当）の下に勤務する者。（特別研究官を除く。）
特別研究官（政策シミュレーション担当）	特別研究官（政策シミュレーション担当）の下に勤務する者（特別研究官を除く。）